

日頃より上豊田駅周辺地区のまちづくりにご理解、ご協力をいただきありがとうございます。  
昨年度は、まちづくりの検討に必要な地質調査・地中埋設物調査を実施し、多くの地権者の皆様にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

今回の区画整理ニュースでは、令和8年3月に開催した説明会と今年度に予定しております地区界測量についてお知らせいたします。

## ● 説明会を開催しました

### 「(仮称) 豊田上豊田駅周辺土地区画整理事業に関する説明会」

【日 時】 令和8年3月22日(日) 午前11時00分から12時00分

【場 所】 上原区民会館 2階会議室

【出席者】 47名

【目 的】 発起人会の活動報告、基本構想図の紹介、地中埋設物(産業廃棄物)調査の結果報告、今後のスケジュールの説明

## ○ 説明の概要

### 【1 発起人会の活動報告について】

令和6年2月の発起人会発足以降の活動報告をさせていただきました。また、組合運営方式として、業務代行方式による組合運営を検討していることをご報告させていただきました。

### 【2 基本構想図について】

上豊田駅周辺地区は、「地域の皆様が快適で暮らしやすいまちをコンセプト」にまちづくりを検討しています。説明会では、これらのまちの将来イメージを3Dモデルで作成した映像にてご紹介しました。

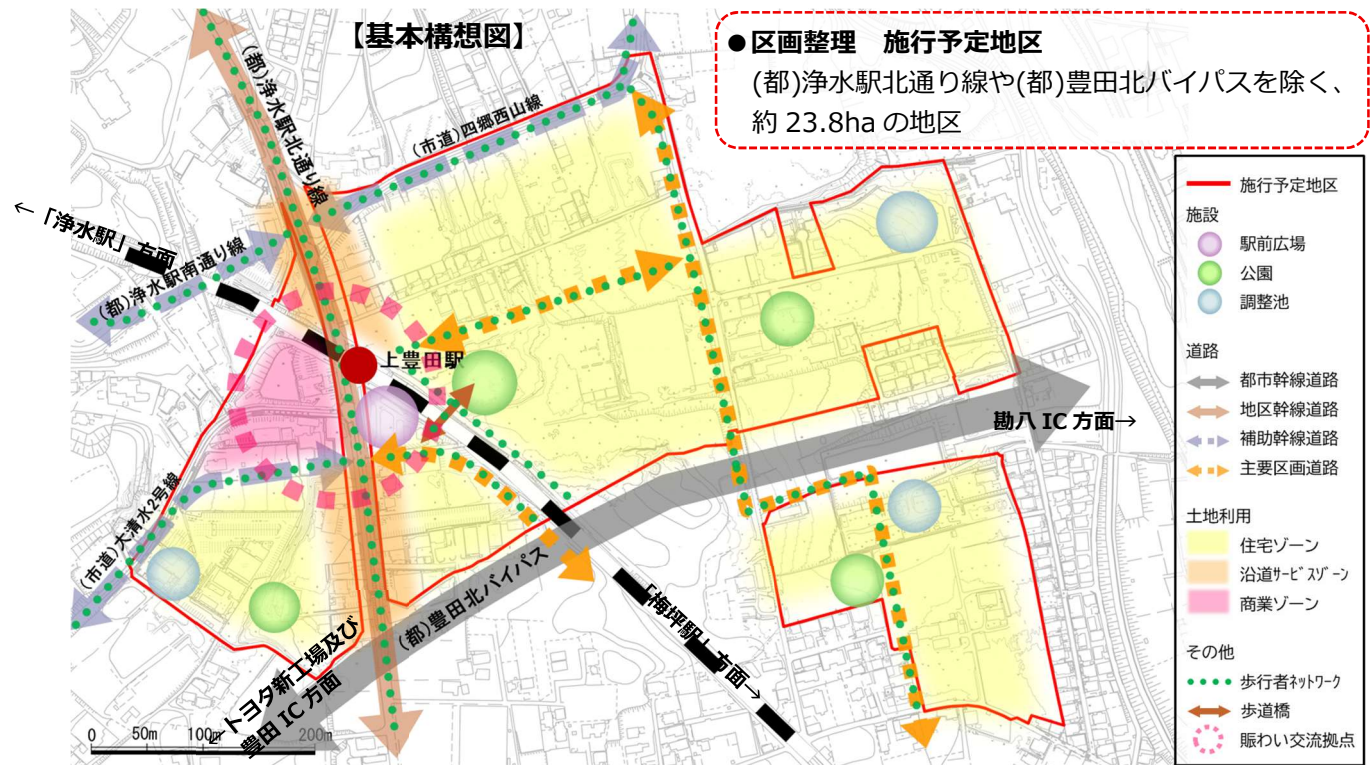
### 【3 地中埋設物(産業廃棄物)について】

まちづくりの検討に必要な土質の調査と、地中埋設物の有無を確認することを目的として実施した地質調査の結果をご報告させていただきました。発起人会では、調査の結果を踏まえて、地中埋設物の処理費用に関するルールや負担方法を、引き続き検討していきます。



# ● 説明会でご紹介した“まちの将来像”

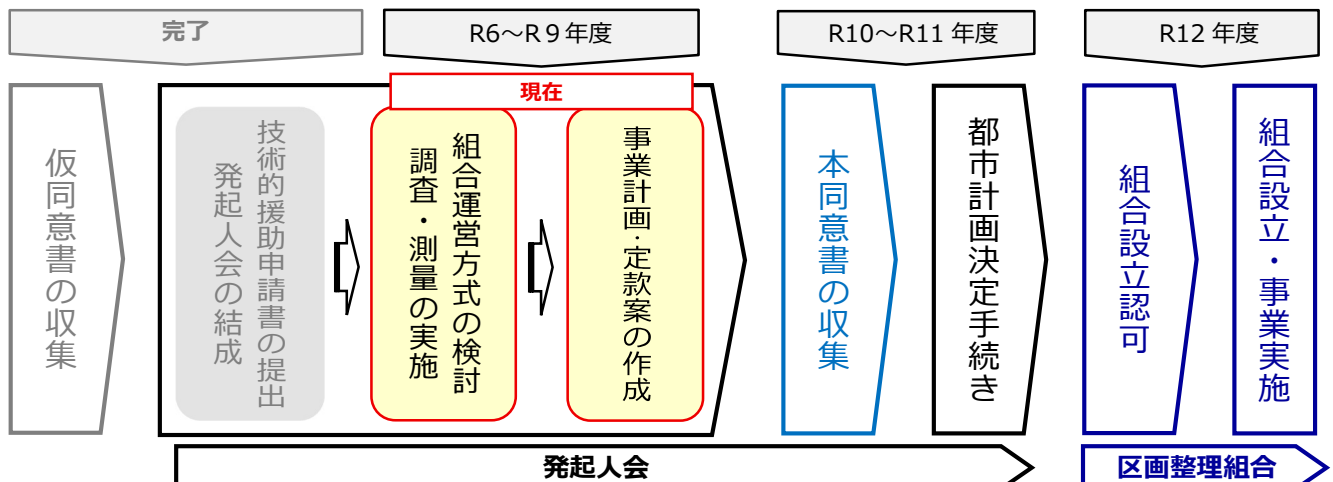
- 良好な住宅地を形成し、住宅需要にこたえる宅地の供給を図っていきます。
- 幹線道路を中心に道路や駅前広場を整備し、鉄道・バス・タクシー・自家用車・自転車・歩行者の様々な交通手段が集まる交通結節点として、地域の交通利便性の向上を図ります。
- 地域の皆様の憩いの場として、地区内の各所に公園を配置します。



※あくまでもイメージとなります

# ● 今後のスケジュールについて

令和 12 年度の組合設立に向けて、今後も引き続き調査を実施するとともに、事業計画・定款案の作成に着手していきます。



※現時点での最短のスケジュールです。事業の進捗によっては変動する可能性があります。

## ○説明会での主な質疑応答

### (質問 1)

業務代行者の決定時期を教えてください。

※業務代行方式については、説明会資料を参照してください。

### (回答 1)

業務代行者は、事業認可時（令和 12 年予定）または、その直前に決定する予定です。一方、発起人会とともに本地区の事業化に向けた検討を行う「事業化検討パートナー」については、令和 8 年度に募集を行い、令和 8 年度中の決定を予定しています。

### (質問 2)

将来の土地活用については、どのように決められるのでしょうか。

### (回答 2)

土地活用については、それぞれの意向で行っていただきます。ただし、計画的な市街地形成を図るために用途地域や地区のルールを指定する予定ですので、その基準の範囲で行っていただくことになります。

### (質問 3)

現在、区画整理検討区域内に住んでいますが、建物は移転となるのでしょうか。

### (回答 3)

既存の建物は、可能な限り移転とならないように検討を進めていきます。ただし、道路や公園などの公共施設の整備や造成などで支障となってしまう場合は、移転をお願いする場合があります。

## ○その他意見

### (その他意見 1)

一方的な形で計画が決まらないか不安です。

### (回答)

本地区の検討状況については、引き続き、説明会などによりご説明させていただきます。なお、最終的な計画については、事業計画案という形で設計図や資金計画を皆様にお示しし、ご判断いただくことになります。

### (その他意見 2)

区画整理地区内の人がスムーズに移動できるよう、交差点に信号を設置してほしいです。

### (回答)

貴重なご意見ありがとうございます。信号の設置については、交通量調査を踏まえ、設置主体である警察と協議をまいります。

## ●地区界測量を実施します

### ○地区界測量とは

土地区画整理事業の施行地区範囲を明確にするために、**土地区画整理事業の区域の外周**にて実施する土地境界の測量です。施行地区の決定や地区総面積の把握において重要な測量となります。測量に際しては既設境界杭の確認や目印となる木杭等を設置します。

地区界測量は土地区画整理事業の施行地区を決定することを目的にしており、令和6年度に実施した、地区内の現況（地形や建物等）の把握を目的とした現況測量とは異なります。

設置する目印の例



木杭



コンクリート杭



### ○皆様へのお願い

- 測量事業者が皆様の土地に立ち入らせていただきます。

地区界測量の際は豊田市から委託された測量業者が皆様の土地に立ち入り、境界杭の調査や目印を設置させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

- 土地所有者の皆様の立会が必要となります。

地区界測量は施行地区の境界を確定させるため、施行区域界（区域外周）に接する土地の所有者の皆様の立会が必要となります。対象となる皆様には秋頃に個別にご案内をさせていただきます。

## ●最後に

この度は、説明会および各種調査にご協力いただきありがとうございました。皆様からいただいた貴重なご意見を参考に、今後の土地区画整理事業の検討に活かしてまいります。

発起人会では、令和12年度の組合設立を目標に、令和8年度も引き続き、事業計画案の作成に向けた調査や検討を進めてまいります。

今後も土地区画整理事業の検討状況や、発起人会の活動状況につきましては、これまで同様区画整理ニュースの発行や説明会の開催にて皆様にお伝えしたいと思います。

引き続きご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

#### 【問い合わせ先】

- （仮称）豊田上豊田駅周辺土地区画整理組合発起人会  
上原区民会館 【電話】0565-45-4810 【開館時間】月～金 9:00～12:00（祝日除く）  
※不在の場合もあります。ご理解の程お願いします。
- 豊田市役所 都市整備部 区画整理支援課  
【電話】0565-34-6769 【開庁時間】月～金 8:30～17:15（祝日除く）